

## (IC17) 土木学会学術振興基金運営委員会規則

平成25年3月15日 制定  
平成29年1月20日 一部改正

### (総則)

**第1条** この規則は、土木学会学術振興基金規程（以下「規程」という。）第6条に基づき、土木学会学術振興基金（以下「学術振興基金」という。）の運営のために設置する土木学会学術振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）及び委員会が運営する学術振興基金の細目について定める。

### (目的)

**第2条** 委員会は、学術振興基金を円滑に運営することを目的とする。

### (活動)

**第3条** 委員会は、学術振興基金に係る次の活動を実施する。

- (1) 公告
- (2) 助成金交付の審査
- (3) 助成金の交付
- (4) 助成による実績の検証・評価

### (構成)

**第4条** 組織構成は、委員会及び委員会の事務を補佐する幹事会とする。

- 2 委員会の構成員は、委員長1名、幹事長（委員兼務）1名、委員8名以内（うち幹事3名以内）とする。
- 3 役職者の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。
  - (2) 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。
- 4 委員会は、委員長に事故あるとき又は欠けたときにおいて委員長の職務を代行する委員（どの部会にも所属しない者）を予め決めておくものとする。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

**第5条** 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事の中から会長が指名する。
- (2) 委員は、中立公正な立場から審査にあたるものとして理事及び会員の中から委員長が選任する。
- (3) 幹事長及び幹事は、委員の中から委員長が選任する。
- 2 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。
- 3 理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の委員の任期は2年とし、原則として留任を認めない。また、半数交代を原則とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） この規則は、平成25年3月15日から施行する。

附則（平成29年1月20日 理事会議決） この変更規則は、平成29年1月20日から施行する。